第五号様式の第一部　企業情報の第５　経理の状況の１　中間連結財務諸表等の(1)　中間連結財務諸表	
②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】	②【中間連結損益計算書】
第五号様式の記載上の注意(15)ａ	
(e)　中間包括利益金額	(e)　純資産額
(f)　包括利益金額	(f)
(g)　純資産額	(g)
(h)	(h)
(i)	(i)
(j)	(j)
(k)	(k)
(l)	(l)
(m)	(m)
(n)	(n)
(o)	(o)
(p)	(p)
(q)	(q)
(r)	(r)
(s)	(s)
第五号様式の記載上の注意(23)ａ	
中間連結損益計算書及び中間連結損益包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに要約連結損益包括利益計算書及び包括利益計算書	中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び要約連結損益包括利益計算書及び包括利益計算書
第五号様式の記載上の注意(15)ｃ	
中間連結損益計算書及び中間連結損益包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに有価証券報告書	中間連結損益計算書及び有価証券報告書
第五号様式の記載上の注意(27)	
中間連結損益計算書及び中間連結損益包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書	中間連結損益計算書

比較すること。	比較すること。なお、中間連結損益包括利益計算書及び中間連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益計算書」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
この場合	上記書類を掲げた場合
要約連結損益計算書	要約連結損益計算書又は要約連結損益包括利益計算書及び包括利益計算書

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　第八条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下「新監査証明府令」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　新監査証明府令第一条第七号及び第八号並びに第四条第一項から第十五項まで　平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表及び財務諸表（以下この条において「連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

二　新監査証明府令第四条第十六項　施行日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用する。

三　新監査証明府令第四条第十七項　施行日以後に開始する中間連結会計期間及び中間会計期間（以下この条において「中間連結会計期間等」という。）に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この条において「中間連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用する。

四　新監査証明府令第四条第十八項　施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表並びに事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間（第七号において「四半期会計期間等」という。）に係る四半期財務諸表の監査証明について適用する。

五　新監査証明府令様式第一号　平成二十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例によることができる。

六　新監査証明府令様式第二号　平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間等に係る中間連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間等に係る中間連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例によることができる。

七　新監査証明府令様式第三号　平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表及び事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表の監査証明について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表及び事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表の監査証明については、なお従前の例によることができる。

（業務報告書等の様式に係る経過措置）

第十三条　第十条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形、第十一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第1号、別紙様式第1号の2、別紙様式第2号、別紙様式第2号の2、別紙様式第3号、別紙様式第3号の2、別紙様式第4号、別紙様式第4号の2、別紙様式第5号の2、別紙様式第6号、別紙様式第6号の2、別紙様式第6号の3、別紙様式第6号の4、別紙様式第7号、別紙様式第7号の2、別紙様式第7号の3、別紙様式第7号の4、別紙様式第8号の2、別紙様式第12号及び別紙様式第13号の2、第十二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則